

<対策のポイント>

○ 福島県の原子力災害被災12市町村においては、住民の帰還が徐々に進む中、営農再開に向けた取組が進められているところですが、**新たな担い手の確保や担い手への農地集積・集約化が課題**となっています。

○ こうした状況を踏まえ、当該市町村において**担い手の意向に沿った農地の利用調整を円滑に進めるための体制を構築するとともに、農地中間管理機構（農地バンク）を活用して担い手への農地集積・集約化を図る取組等に対して協力金を交付**します。

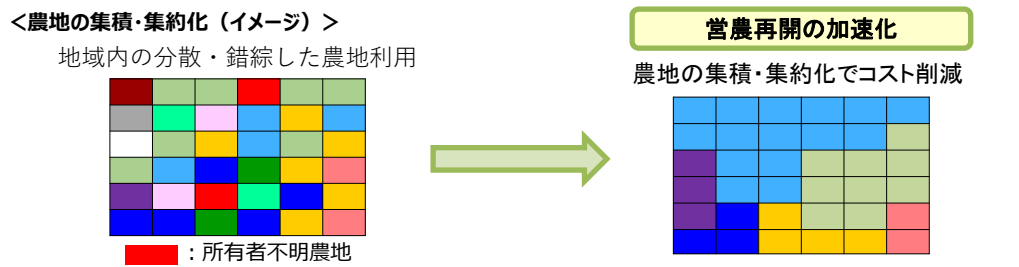
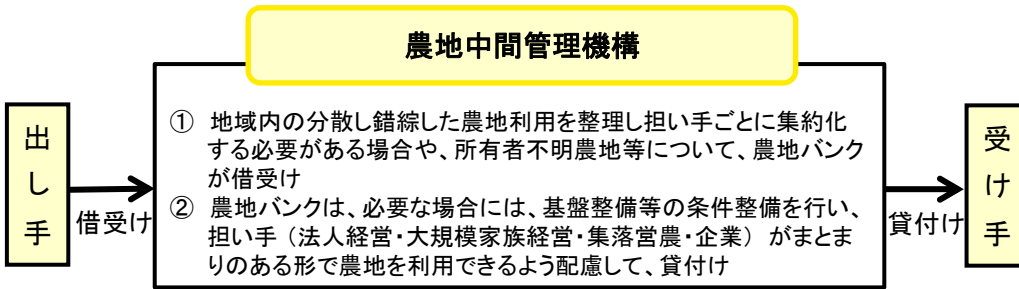
<政策目標>

原子力災害被災12市町村における営農が休止されている農地の営農再開（6割【令和7年度まで】）

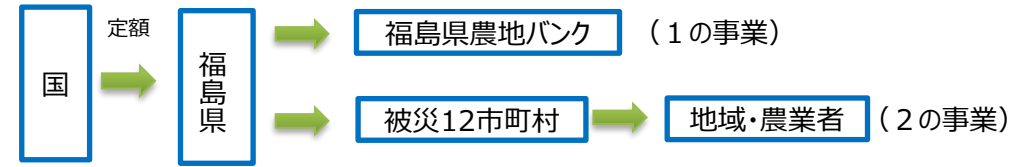
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 原子力災害被災12市町村への農地中間管理機構事業
- 66（66）百万円
- 福島県の原子力災害被災12市町村における、農地バンクによる農地集積・集約化を推進する取組に必要な農地相談員（現地コーディネーター）の設置を支援します。
2. 原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業
- 57（57）百万円
- 福島県の原子力災害被災12市町村の①避難解除等区域及び②特定復興再生拠点区域において、地域の話し合いにより、農作業受委託も含めて、まとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域等に対して協力金を交付します。



<主な事業の流れ>



原子力災害被災12市町村への機構集積協力金交付事業のポイント

【地域集積協力金】

・地域内の農地面積の一定割合（4％超）以上を農地バンクに貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に交付。

・一般会計については、低階層の交付単価を撤廃するが、特別会計においては、存続。

※地域集積協力金は、一般会計と特別会計により支援。

【経営転換協力金】

・令和7年度まで交付単価（1.5万円/10a）を据え置き。